大阪電気通信大学ネットワーク運用ポリシー

第1章 総則

(目的)

第1条 この運用ポリシー(以下「ポリシー」という。)は、大阪電気通信大学(以下「本学」という。)におけるコンピュータネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の構築及び運用管理に関する基本方針を示すものである。

(所管)

- 第2条 本学の教育研究に関わるネットワークの構築及び運用管理の業務は、メディアコミュニケーションセンター(以下「センター」という。)の所管とする。
- 2 センターの業務は、メディアコミュニケーションセンター長(以下「センター長」という。)が統括する。

(利便性の尊重)

- 第3条 センターは、ネットワークの構築及び運用に当たって、情報の安全性確保に関する指 針に沿って情報セキュリティの確保に努めるものとする。
- 2 センターは、前項の施策に関して、学習活動及び教育研究活動におけるネットワーク 利用に配慮し、利用者の利便性を尊重しなければならない。

(センター監督責任者)

- 第4条 全学ネットワークの運用を指揮するため、全学ネットワーク監督責任者(以下「センター監督責任者」という。)をおく。
- 2 センター監督責任者は、センター長をもって充てる。

(センターシステム管理者)

- 第5条 センター監督責任者の指揮監督の下,全学ネットワークの運用及びシステムの管理を するため、全学ネットワークシステム管理者(以下「センターシステム管理者」とい う。)をおく。
- 2 センターシステム管理者は、センター長が委嘱する。

(部局)

- 第6条 ネットワークを利用する学内の組織,研究室及び事務部署(以下「部局」という。) に,それぞれネットワーク利用の監督責任者及びシステム管理者をおく。
- 2 監督責任者は、当該部局のネットワークの利用者に対する指導及び監督の責任を負う。
- 3 システム管理者は、当該部局のネットワークに接続された機器の構成及び情報セキュ リティ対策を含む技術的問題に対処する責任を負う。
- 4 監督責任者がシステム管理者を兼任することは、これを妨げない。
- 5 監督責任者及びシステム管理者は,本学の専任教職員でなければならない。

(利用者の範囲)

第7条 ネットワークを利用できる者は、本学の学部生、大学院生、研究生、科目履修生、教職員、研究員、その他センター長が特に認めた者とする。

(利用申請)

第8条 ネットワークを利用しようとする者は、センター又は部局の監督責任者から許可を受けなければならない。

第2章 部局内ネットワーク

(接続申請)

- 第9条 ネットワークに機器を接続又は解除しようとする場合は、センター長に届け出なければならない。
- 2 他の利用者のネットワーク利用を著しく妨げる恐れのある機器を接続することはできない。
- 3 ネットワークに接続する機器の接続設定及び運用管理は,当該部局の監督責任者及び システム管理者の管理の下,利用者自身が行うものとする。
- 4 センターは、利用者の接続設定作業を補助することができる。
- 5 接続する機器の導入、維持にかかる経費は、当該部局が負担するものとする。

(ライセンスの管理)

- 第10条 部局内に設置される機器で利用する各種ライセンス管理は,原則として当該部局の監 督責任者及びシステム管理者が行うものとする。
- 2 センターから部局内のライセンス管理に対する要求があった場合,部局はこれを受け 入れなければならない。

(無線 LAN の設置)

- 第11条 部局内に無線 LAN アクセスポイントを設置する場合,部局内アクセスポイント(以下「アクセスポイント」という。)の管理責任者は、当該部局の監督責任者及びシステム管理者とする。
- 2 アクセスポイントを設置する場合,当該部局の監督責任者及びシステム管理者は,センター長に届け出なければならない。
- 3 アクセスポイントの設定及び運用管理は、当該部局の監督責任者及びシステム管理者 の管理の下、当該利用者自身が行うものとする。
- 4 アクセスポイントの設定及び運用管理は、センターが定めた基準を満たすように行わなければならない。
- 5 アクセスポイントの設置による事件及び事故については、当該部局の監督責任者及び システム管理者が主体となって、対処するものとする。
- 6 センターは、アクセスポイント設置に問題があると判断した場合、アクセスポイント の停止等の特別措置を講じる権利を持つ。

第3章 サーバ

(センター提供サーバ)

第12条 利用者は、センターから提供される学内サーバ又は学外ホスティングサーバを利用す

ることができる。

- 2 センターから提供されるサーバ(以下「センター提供サーバ」という。)は、原則として、教育研究活動及び事務処理に利用されなければならない。
- 3 センター提供サーバを利用する場合,当該部局の監督責任者及びシステム管理者は, センター長に届け出なければならない。
- 4 センター提供サーバの運用管理は、原則としてセンターが行う。
- 5 センター提供サーバに設置するコンテンツは、コンテンツを設置する部局の監督責任 者及びシステム管理者が責任を持って管理するものとする。
- 6 センター提供サーバに設置したコンテンツに起因する事件及び事故については,当該 部局の監督責任者及びシステム管理者が主体となって,対処するものとする。
- 7 その他、センター提供サーバの利用については、センターの指示に従わなくてはならない。

(部局内独自サーバ)

- 第13条 部局は、当該部局内に独自のサーバ(以下「部局内独自サーバ」という。)を設置することができる。
- 2 部局内に部局内独自サーバを設置する場合,サーバの管理責任者は当該部局の監督責任者及びシステム管理者とする。
- 3 部局内独自サーバを設置する場合,監督責任者及びシステム管理者は,センター長に 届け出なければならない。
- 4 部局内独自サーバの運用管理は、サーバの管理責任者が責任を持って管理するものと する。
- 5 部局内独自サーバの運用管理は、センターが定めた基準を満たすように行わなければ ならない。
- 6 部局内独自サーバの設置に起因する事件及び事故については、当該部局の監督責任者 及びシステム管理者が主体となって、対処するものとする。
- 7 センターは、部局内独自サーバ設置に問題があると判断した場合、部局内独自サーバ の停止等の特別措置を講じる権利を持つ。
- 8 その他, 部局内独自サーバの設置及び運用については, センターの指示に従わなくて はならない。

第4章 センター運用管理

(制御と利便性)

- 第14条 センターは、不正な利用を排除するため、適切な認証及びアクセス制御による施策を 講じるものとする。
- 2 センターは、前項の施策にあたって、利用者の利便性を阻害しないよう努めなければ ならない。

(アクセス記録)

- 第15条 センター及び部局は、利用者のアクセス記録を一定期間保存するものとする。
- 2 アクセス記録は、システム上又はセキュリティ上の不具合が発生した場合に、端末レベル又は個人レベルで原因及び利用者を特定できるようにしておかなければならない。

(守秘義務)

- 第16条 センター監督責任者、センターシステム管理者、センター監督責任者の指揮監督を受け運用管理業務に従事する者、監督責任者及びシステム管理者(以下「運用管理者」という。)は、業務に関連して知り得た他人の通信内容、個人情報及び当該個人が独自に所有する情報を、業務上の他に利用又は漏洩してはならない。
- 2 運用管理者が当該業務を離れた後においても、前項と同様とする。

(閲覧の排除)

第17条 運用管理者は、正当な理由なく、利用者のファイル等の閲覧、複写、移動又は削除を 行ってはならない。

(メンテナンス)

- 第18条 センターは、定期メンテナンス日を制定し、定期的なネットワークメンテナンスを行うことができる。
- 2 センターは、前項の他にメンテナンスが必要と判断した場合、事前に告知を行うものとする。
- 3 故障等の緊急の対応を要するメンテナンスにおいては、前項の限りではない。

(緊急措置)

- 第19条 センター監督責任者は、システム及びセキュリティに重大な損傷を与える可能性がある事象が発生した場合、防御措置を講じることができる。
- 2 センター監督責任者は、業務の一部をセンターシステム管理者に委任することができる。

第5章 その他

(改廃)

第20条 このポリシーの改廃は、センター運営委員会の議を経なければならない。

附 則 このポリシーは、平成21年3月13日から施行する。

附 則 このポリシーは、平成23年4月1日から施行する。